



Title	豊中市における個別予防接種導入の考え方
Author(s)	笹川, 好二
Citation	makoto. 1978, 23, p. 5-5
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86143
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

豊中市における 個別予防接種導入の考え方

豊中市医師会

副会長 笹川好二

医療の基盤ともいふべき医師と患者の人間関係の阻害は、憂うべき状態にあり、この信頼関係を回復せしめて現在の医療荒廃から立ちなおることは困難と思われる。医師不信の社会情勢下では医師側にも消極的、自己保身の姿勢が強くなり、特に健康者に対する予防接種によっておこり得る不測の事故に対する不安が強いことは否み得ない事実であるが、これをすべて解消し得る方途は現在みい出し得ないからこそ、各地区医師会も考慮している現状がある。

従来から日本医師会は、予防接種は日常の健康管理をしている主治医によって個別に行なうべきものとしており、これを現実に実践し、全国的にも評価されているのが所謂、神戸方式であつて、その考え方の基本は、「医師以外に医療行為がなし得ないかぎり、予防接種からの回避は医師の社会的使命の放棄であり、治療機関のみでなく、予

防機関としての役割も果たすべきだ」ということで、地域包括医療概念からとらえた正当な考え方といえる。

医師不信の風潮の高まりの中で、地区医師会が地域住民へのサービスとして、予防接種業務に積極的にとり組む姿勢を打ち出すことは、そこに大きな意義をみい出し得るもので、特に、健康の自己責任、疾病への自己防衛意識、かかりつけ医師を持つ習慣づけなど、直接的な健康教育につながる道と考えるべきものがある。

近い将来、幻の疾患となるであらうと考えられていた百日咳が、予防接種による全国で二例の不幸な事故死が出たことが問題になって中止されたことから、再び流行しはじめ、殊に二才以下の罹患率が高く、死亡例さえ報告される現実を、医師として黙視できなくなり、大阪府医師会も本年一月、三混予防接種再開の見解を発表するに至つてい

るが、法の改正によって予防接種の実施主体は自治体の長であり、国及び地方自治体によって、健康被害補償がされる状態になったとはいえ、直ちに個別接種方式に移行するためには、それなりの条件整備が必要であることは当然である。

①予防接種実施要領が守られるための条件整備。②不測の事故に即応し得る救急体制の確立。③予防接種健康被害への対応と被害補償の円滑化。④予防接種そのものに対する正しい認識に立った行政姿勢。などがそれである。

豊中市では、これらの条件整備について徹底した医師会と行政との話し合いが進められた結果、凡そつぎのような合意によつて、昭和五十三年度から、三種混合、麻疹について、主治医による個別接種方式実施の方針を決め、市内一三五医療機関の協力と、市立豊中病院以下十二病院の救急協力として参加が得

られることになったものである。

一、予防接種実施要領が守られるために、三混について、一人用ワクチン製造が実現するまで、当面、予約制による人数の確保によつてワクチンロスをつくなくし、ロスの大きい分については、市費により弁償すること。

二、デイスボーザブル注射器セットを使用することで一人一针を厳守する。（接種料金に原材料費をセツトした）などがそれであり、予防接種に関する法的、学問的知識を会員に熟知してもらうために、近代出版刊「予防接種の手びき」を配布するほか、今後医師会としても、学術的な研修会等も企画している。

三、救急対策としては、まず院内対策として、ショックなど予期し得ない突発事故に備え、すでに二年前にできていた救急互助システムの強化につとめ、配布済の救急セツト鞆の再点検と救急薬品の整備をよびかけるとともに、前述の後送病院にも協力を依頼している。尚、虚弱児や副反応の危険が予知できるような場合の一回の接種量、接種回数等は、すべて医師の自由裁量に委ねている。

四、予防接種健康被害者救済制度は、法の改正によって設置さ

れた「予防接種健康被害調査委員会」の位置づけを明確化することとその円滑な処理にあたる。

四、予防接種は本来、自己の責任において疾病からの防衛にあたるのが第一義であるならば、行政としても、安易な無料接種をやめて、被接種者の自己負担を考へるべきことを主張して、この考えを導入したことは評価すべきものと思う。さらに又、接種者、被接種者にとつては迷惑な行政の枠を超え、隣接する四市との間には確認書の交換によつて、依頼書発行のわずらわしさも除く措置もとられている。

そのほか、どの地区でも問題になる、予防接種の自由料金との格差、税制上の問題等について、もかなり満足な線を引き出すことができたと考えている。

三、予防接種法の改正によつて、予防接種の実施主体は市長であることが明確化され、これに協力する医師の身分も確立された今日、依頼、承諾、契約の手続によつて、法の傘の下で行なえる予防接種を、単に料金問題のみで、私接種の形態のまま残存することは、いかにもうなづけない。研究と努力によつて、さらに今後の充実を期したい。